

(案)

第3次札幌市犯罪のない安全で安心な
まちづくり等基本計画の策定

答 申

令和〇年〇月

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

はじめに　－答申にあたって－

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会では、市長の諮問に応じ、令和元年9月以降4回にわたって開催した会議において、犯罪情勢や市民意識などのほか、犯罪被害者等支援の充実や、犯罪をした人が再び犯罪をすることを防ぐための再犯防止の取組など、昨今の社会情勢も踏まえ、「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」の策定に関し、審議等を行いました。

まず、その中で、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」が策定された平成22年以降、札幌市における刑法犯認知件数が減少し、及び市民の体感治安が改善してきているという状況を確認しました。こうした状況については、これまで進めてきた取組の一定の成果として認められるのではないかという認識に立ち、「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」の策定にあたっては、基本的にはこれまでの取組の方向性は維持することが妥当であると評価しました。

一方で、犯罪情勢や市民意識、社会情勢などの現状から確認された課題等も存在し、今後、こうした課題の解決などを図っていくために必要となる事項について、審議会としての考えをまとめました。中でも、犯罪被害者等支援については、全国的な動向などを踏まえて、計画の基本方針として新たに位置づけ、犯罪被害者等が強いられる経済的、精神的負担の軽減を図ることなどにより、施策の充実を図ることが必要であると考えたところです。

また、再犯防止の取組については、安全に安心して暮らせるまちの実現に必要なものであると改めて認識しましたが、本計画により推進する犯罪を誘発する機会を減らすための取組とは性質的に異なるとの整理をし、本計画とは別に検討していくことが適当であると結論付けました。

こうした検討を経て、このたび、諮問事項に関する審議会における意見を整理し、答申書としてまとめたものを本書のとおり提出いたします。

札幌市におかれましては、この答申の内容を十分に踏まえ、「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定されるよう望みます。

令和〇年〇月〇日

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

会長 吉田 敏雄　　副会長 佐藤 邦昭

委員 國本 亮　　桑原 節子　　篠原 光征　　田畑 隆二　　行方 幸代

馬場 暁子　　水谷 真理子　　三谷 里美　　皆川 智司　　和田 基志

(五十音順)

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の対象 | 1 |
| (1) 犯罪の定義..... | 1 |
| (2) 計画の対象..... | 2 |
| 3 基本的な考え方 | 3 |
| (1) 安全で安心なまちづくり..... | 3 |
| (2) 犯罪被害者等支援..... | 3 |
| 4 計画期間 | 4 |
| 5 計画の位置づけ | 4 |
| | |
| 第2章 現状とこれまでの振り返り | 5 |
| 1 第2次計画の取組概要 | 5 |
| 2 札幌市の犯罪情勢 | 7 |
| (1) 刑法犯認知件数..... | 7 |
| (2) 罪種別認知件数..... | 8 |
| (3) 女性に係る事案..... | 9 |
| (4) 高齢者に係る事案..... | 9 |
| (5) 特殊詐欺被害状況..... | 10 |
| (6) 子どもに係る事案..... | 10 |
| 3 市民・防犯活動団体のアンケート調査結果 | 11 |
| (1) 市民アンケート調査結果..... | 11 |
| ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか..... | 11 |
| イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合..... | 11 |
| ウ 被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪..... | 12 |
| エ 犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所..... | 13 |
| オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況..... | 14 |
| カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量..... | 14 |
| キ 簡単にできる防犯対策を日頃どの程度取り組んでいるか..... | 15 |
| ク 地域防犯活動に参加している市民の割合..... | 15 |
| ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件..... | 16 |
| コ 札幌市に期待する施策..... | 17 |
| サ 防犯カメラの必要性..... | 17 |
| (2) 防犯活動団体のアンケート調査結果..... | 18 |
| ア 活動開始時期..... | 18 |
| イ 活動人数..... | 18 |
| ウ 参加者の世代..... | 19 |
| エ 活動の内容..... | 19 |
| オ 活動を効果的に継続するための参加者数..... | 20 |
| 4 社会情勢 | 21 |
| (1) 子どもの防犯対策の強化..... | 21 |
| (2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進..... | 21 |
| (3) 犯罪被害者等支援施策の充実..... | 21 |
| (4) 再犯の防止等の推進..... | 22 |
| (5) 外国人旅行者の増加..... | 22 |

| | |
|--|-----------|
| 5 現状の評価と今後の方向性 | 23 |
| (1) 基本方針 1 | 23 |
| (2) 基本方針 2 | 24 |
| (3) 基本方針 3 | 25 |
| 第3章 計画の構成 | 27 |
| 1 計画体系 | 27 |
| (1) 基本目標 | 28 |
| (2) 基本方針 | 28 |
| (3) 基本施策 | 30 |
| (4) 重点テーマ | 32 |
| 2 基本施策ごとの主な取組 | 33 |
| (1) 基本方針 1 「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に 対する関心を高める」 | 33 |
| ア 基本施策 1 「個人の防犯意識を高める情報提供」 | 33 |
| イ 基本施策 2 「子どもに関する防犯力の向上」 | 34 |
| ウ 基本施策 3 「女性の防犯力向上」 | 35 |
| エ 基本施策 4 「高齢者等の防犯力向上」 | 35 |
| (2) 基本方針 2 「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う まちをつくる」 | 36 |
| ア 基本施策 1 「地域における防犯活動の促進」 | 36 |
| イ 基本施策 2 「協働による連携体制の充実」 | 37 |
| ウ 基本施策 3 「地域と一体となった子どもの見守り」 | 37 |
| エ 基本施策 4 「女性の犯罪被害防止の取組の推進」 | 38 |
| オ 基本施策 5 「高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」 | 38 |
| (3) 基本方針 3 「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を 高める」 | 39 |
| ア 基本施策 1 「市民自らが行う環境整備の促進」 | 39 |
| イ 基本施策 2 「犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」 | 39 |
| ウ 基本施策 3 「子ども等の安全に配慮した環境整備」 | 40 |
| エ 基本施策 4 「歓楽街等を対象とした環境改善」 | 40 |
| オ 基本施策 5 「暴力団等の排除」 | 41 |
| (4) 基本方針 4 「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう 支援する」 | 42 |
| ア 基本施策 1 「犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発」 | 42 |
| イ 基本施策 2 「総合的対応窓口における対応」 | 42 |
| ウ 基本施策 3 「犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減」 .. | 42 |
| エ 基本施策 4 「犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援」 .. | 42 |
| 第4章 計画の推進 | 43 |
| 1 計画の進捗管理 | 43 |
| (1) 成果指標 | 43 |
| (2) 重点取組・達成目標 | 44 |
| (3) 検証・評価等 | 44 |
| 2 推進体制 | 45 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）」を施行しました。

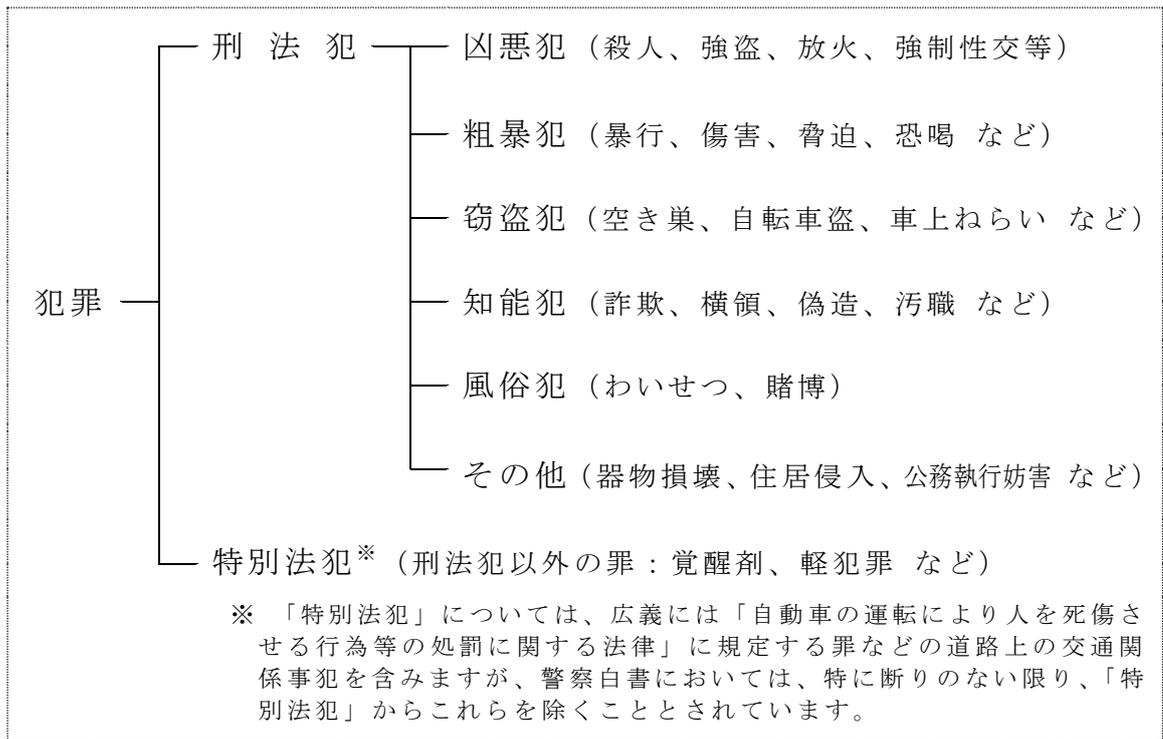
安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第1次計画」といいます。）」を、平成27年3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第2次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。

第2次計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間であることから、令和2年度以降も安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、新たに「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」を策定するものです。

2 計画の対象

(1) 犯罪の定義

「犯罪」とは、刑法その他の刑罰法規で規定される構成要件に該当する違法かつ有責な行為で、一般的に下記のとおり分類され、多岐にわたります。



(2) 計画の対象

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、すべての犯罪を1件でも少なくして、その被害に遭う市民を一人でも少なくしていくことが必要であり、安全・安心条例は、その一端を担うものとして、安全で安心なまちづくりを推進していくために制定されました。

この計画は、安全・安心条例に基づき策定するものであることから、この計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていくこととなります。

また、消費者問題などの生活経済事犯、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められているところ、犯罪に至ることもあることから、第3次計画においてこれらの対策を関連する取組として位置づけます。

(主な関連計画)

- ◆ 第3次札幌市消費者基本計画
- ◆ 第2次札幌市児童相談体制強化プラン
- ◆ 第4次男女共同参画さっぽろプラン

3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

上記 2 (1) のとおり多岐にわたる犯罪を防止していくためには、様々なアプローチがありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明や周囲の人間の有無、見通しの良し悪しなどの犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指し、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられる窃盗犯などは、刑法犯認知件数の大部分を占めています（8P）。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路や公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

こうした考え方に基づき、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があるということが基本理念として示されています。

さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

札幌市における犯罪被害者等支援については、安全・安心条例において、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき行うとさ

れています。

そのため、札幌市では、犯罪被害者等基本法の基本理念や地方公共団体の責務をはじめとする規定に基づき、国との適切な役割分担を踏まえるとともに、関係機関との連携を図りながら、札幌市の状況に応じた施策を策定し、これを実施することで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくこととしています。

3 計画期間

第2次計画の計画期間を踏まえ、第3次計画の計画期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 計画の位置づけ

第3次計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25年（2013年）10月策定。以下「戦略ビジョン」という。）」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

そのため、第3次計画は戦略ビジョンや他の分野の個別計画などと連携し、整合性を図っています。

なお、戦略ビジョンの「ビジョン編」第4章第4節「安全・安心」・基本目標14「安全な日常生活が送れるまちにします」においては、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。



第2章 現状とこれまでの振り返り

第2次計画に基づく取組の概要や犯罪情勢、市民意識などを踏まえて現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について整理します。

1 第2次計画の取組概要

第2次計画は、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策(このうち特に重要として重点的に取り組むべきものを「重点施策」として位置づけ)」を設定し、各種取組を行いました。

第2次計画に基づき行った主な取組は、「基本方針」ごとに次のとおりとなっています。

| <基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める |
|---|
| 重点施策（防犯意識を高める広報啓発） |
| ○防犯に関する市民の意識向上を図る出前講座を実施 |
| 【達成目標】 出前講座の実施回数 31回（平成25年度）⇒60回（平成27～30年度までの毎年度） |
| 【実績】 78回（平成27年度） 73回（平成28年度） 72回（平成29年度） 58回（平成30年度） |
| ○安全・安心パネル展を地下歩行空間や各区役所で実施 |
| ○JR札幌駅や地下鉄などで各種街頭啓発活動を実施 |
| その他の基本施策 |
| ○札幌市の犯罪情勢等をホームページや広報紙等で情報提供 |
| ○子どもの防犯ハンドブックを作製し、市内全小学校の新入学児童に配布 |
| ○女性の防犯ハンドブックを作製し、市立高校や地下鉄駅などで配布 |

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

重点施策（地域における防犯活動の促進）

○地域安全サポーターズ事業により、事業者の地域防犯活動を促進

【達成目標】

地域安全サポーターズの登録件数

283件（平成26年度） ⇒ 700件（平成30年度）

【実績】

1,823件（平成30年度）

○地域防犯活動団体に対する各種支援を地域の実情に応じて実施

○地域防犯活動に取り組む市民などを表彰する制度を創設

その他の基本施策

○市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるための協議会を開催

○通学路での子どもの安全確保のため、スクールガードを配置

○犯罪被害者等に対する市民の理解を深めるため、ホームページで情報提供等

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

重点施策（子ども等の安全に配慮した環境整備）

○「子ども110番の家」に取り組む地域を支援するための制度を創設

【達成目標】

「札幌市子ども110番の家支援事業」登録軒数

制度創設（平成27年度） ⇒ 20,000軒（平成30年度）

【実績】

9,827軒（平成30年度）

○町内会が公共空間に設置する防犯カメラの補助制度を創設

○周囲の見通しや不審者の侵入対策に配慮した学校施設等を整備

その他の基本施策

○街路灯の整備（平成27年度から平成30年度に合計15,821灯）

○犯罪の防止に配慮した指針等による公園の造成・再整備工事

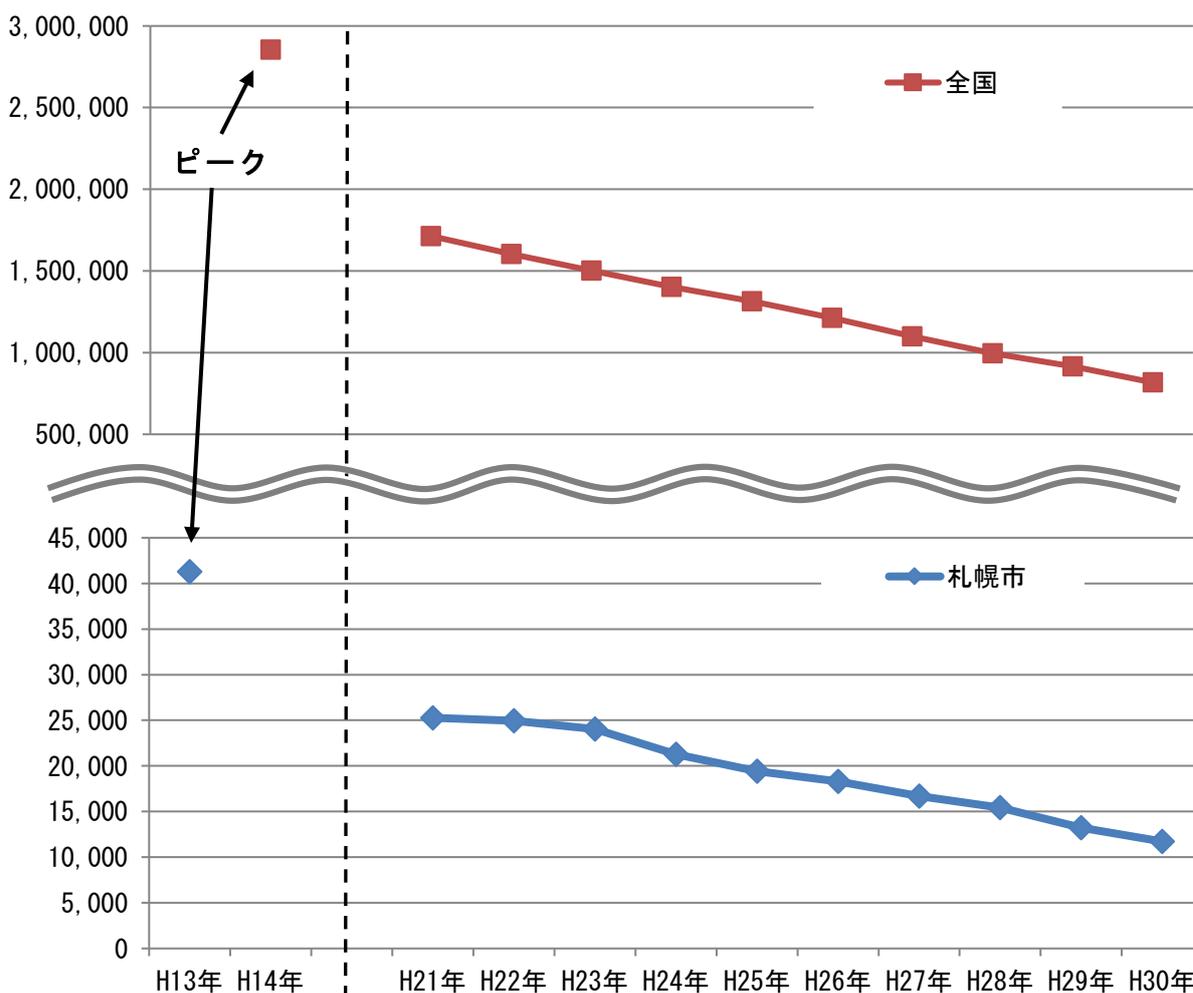
○安全・安心なススキノを啓発するためのバナーやプランターを設置

2 札幌市の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数

- ・ 札幌市は平成 13 年をピークに、その後 17 年連続で減少しています。
- ・ 平成 30 年は 11,718 件で、平成 13 年の 41,290 件から約 7 割減少しています。

(単位：件)



| | H13 | H14 | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----------|-----------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 札幌市 | 41,290 | 40,472 | | 25,275 | 24,943 | 24,043 | 21,283 | 19,423 | 18,295 | 16,702 | 15,422 | 13,237 | 11,718 |
| 全国 | 2,735,612 | 2,853,739 | | 1,713,832 | 1,604,019 | 1,502,951 | 1,403,167 | 1,314,140 | 1,212,163 | 1,098,969 | 996,120 | 915,042 | 817,338 |

(提供元：北海道警察)

(2) 罪種別認知件数

- ・平成30年は、窃盗犯が全刑法犯の65.6%を占めています。
- ・平成21年と平成30年を比較すると、粗暴犯と風俗犯が増加しています。

(単位：件)

| | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 凶悪犯 | 129 | 135 | 102 | 114 | 109 | 88 | 69 | 77 | 68 | 69 |
| 割合 | 0.5% | 0.5% | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 0.5% | 0.4% | 0.5% | 0.5% | 0.6% |
| 粗暴犯 | 877 | 802 | 815 | 928 | 1,005 | 1,014 | 925 | 1,079 | 1,278 | 1,248 |
| 割合 | 3.5% | 3.2% | 3.4% | 4.4% | 5.2% | 5.5% | 5.5% | 7.0% | 9.7% | 10.7% |
| 窃盗犯 | 19,303 | 18,808 | 17,604 | 14,929 | 12,932 | 12,427 | 11,351 | 10,451 | 8,628 | 7,686 |
| 割合 | 76.4% | 75.4% | 73.2% | 70.1% | 66.6% | 67.9% | 68.0% | 67.8% | 65.2% | 65.6% |
| 知能犯 | 607 | 555 | 532 | 419 | 577 | 506 | 514 | 414 | 441 | 375 |
| 割合 | 2.4% | 2.2% | 2.2% | 2.0% | 3.0% | 2.8% | 3.1% | 2.7% | 3.3% | 3.2% |
| 風俗犯 | 306 | 324 | 354 | 369 | 529 | 503 | 564 | 453 | 479 | 391 |
| 割合 | 1.2% | 1.3% | 1.5% | 1.7% | 2.7% | 2.7% | 3.4% | 2.9% | 3.6% | 3.3% |
| その他 | 4,053 | 4,319 | 4,636 | 4,524 | 4,271 | 3,757 | 3,279 | 2,948 | 2,343 | 1,949 |
| 割合 | 16.0% | 17.3% | 19.3% | 21.3% | 22.0% | 20.5% | 19.6% | 19.1% | 17.7% | 16.6% |
| 合計 | 25,275 | 24,943 | 24,043 | 21,283 | 19,423 | 18,295 | 16,702 | 15,422 | 13,237 | 11,718 |
| 割合 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

【窃盗犯の主な内訳】

- ・主な窃盗犯は、総じて減少していますが、平成30年は、合計3,654件、一日平均約10件発生しています。

(単位：件)

| | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自転車盗 | 6,603 | 6,913 | 6,033 | 4,739 | 4,471 | 4,256 | 3,961 | 3,095 | 2,693 | 2,406 |
| 車上ねらい | 2,882 | 2,788 | 3,115 | 2,144 | 1,023 | 1,113 | 551 | 1,002 | 729 | 601 |
| 侵入盗 | 1,919 | 1,799 | 1,643 | 1,306 | 1,394 | 1,225 | 1,708 | 1,348 | 884 | 647 |

【粗暴犯・風俗犯の主な内訳】

- ・粗暴犯のうち、暴行が増加傾向です。
- ・風俗犯は、公然わいせつ・頒布等が増加しており、ここ5年は300~400件程度の水準で推移しています。

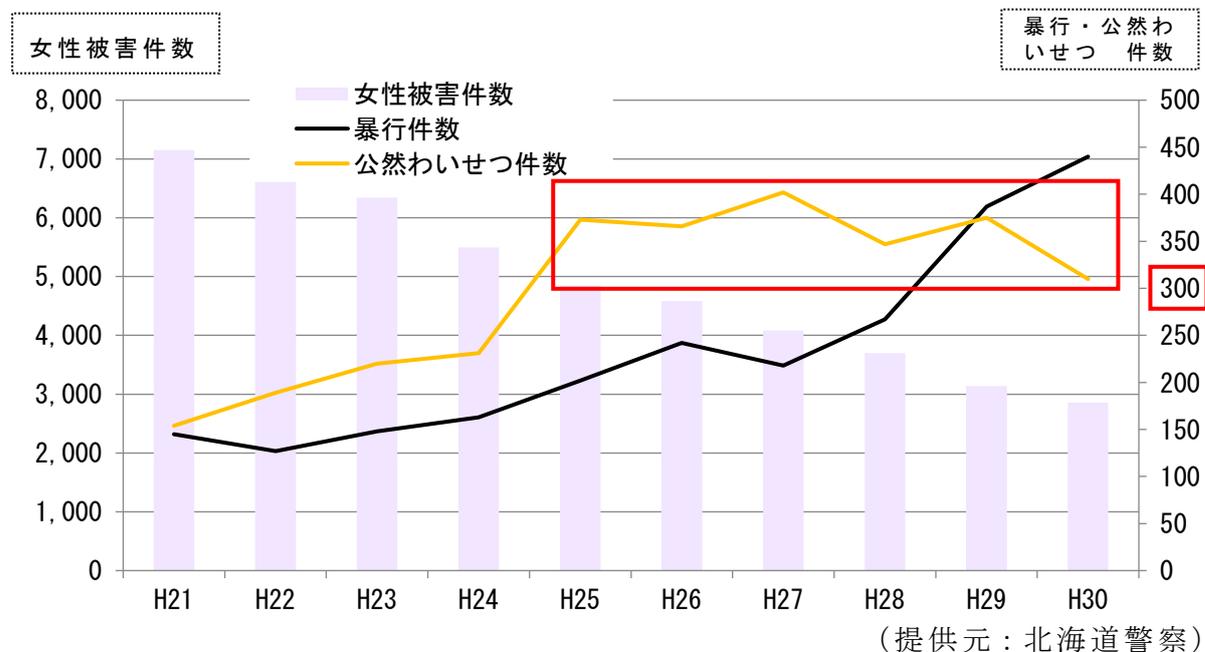
(単位：件)

| | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 |
|-----|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 粗暴犯 | 暴行 | 405 | 345 | 388 | 448 | 542 | 571 | 510 | 605 | 842 |
| | 傷害 ・傷害致死 | 370 | 376 | 358 | 399 | 395 | 360 | 353 | 392 | 338 |
| 風俗犯 | 公然わいせつ ・頒布等 | 172 | 203 | 232 | 248 | 387 | 384 | 414 | 354 | 317 |

(提供元：北海道警察)

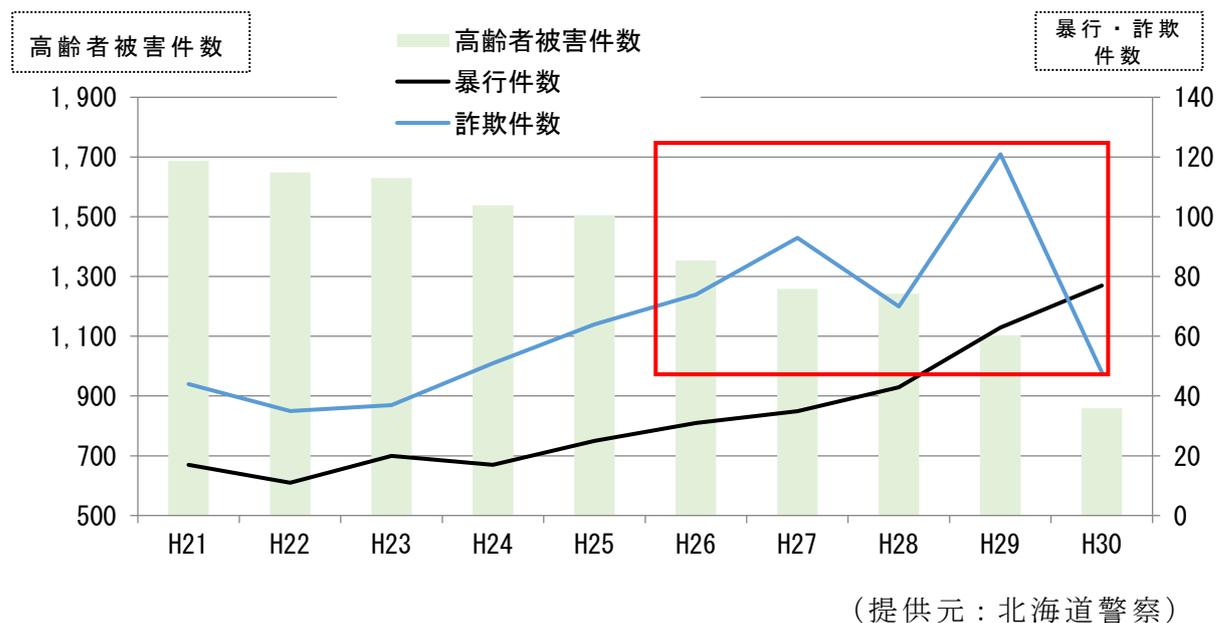
(3) 女性に係る事案

- ・女性の被害件数（認知件数）は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、公然わいせつが平成 25 年以降、300 件以上で推移しています。



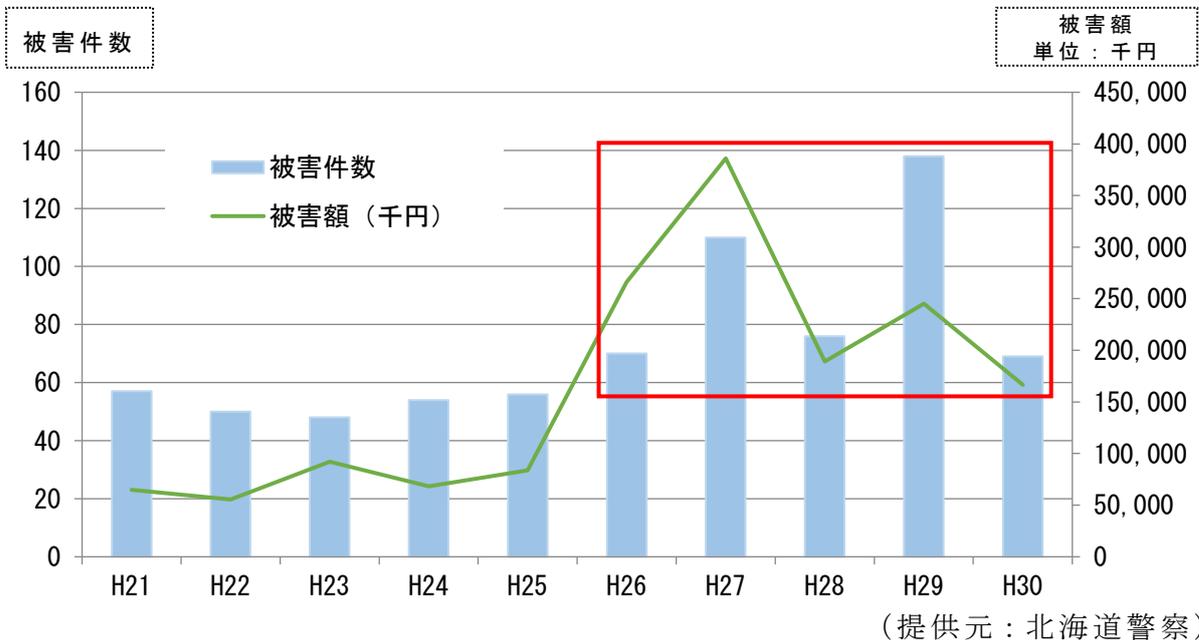
(4) 高齢者に係る事案

- ・高齢者の被害件数（認知件数）は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、詐欺件数もここ 5 年間は高水準で推移しています。



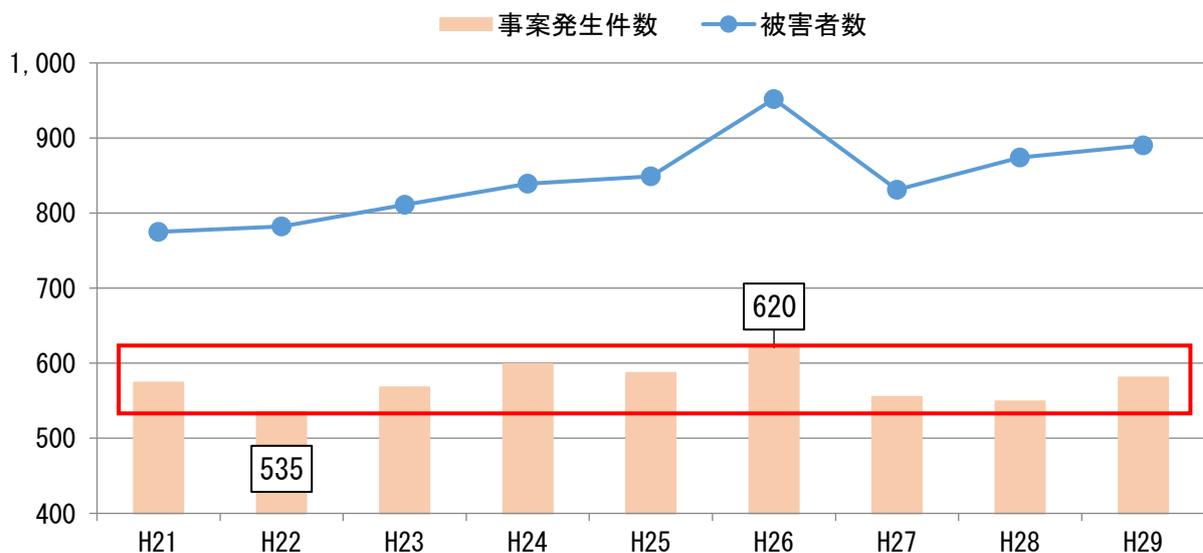
(5) 特殊詐欺被害状況

- ・平成 26 年以降、被害件数（認知件数）は年間 60 件、被害額も 1 億 5,000 万円を超え、高水準で推移しています。



(6) 子どもに係る事案

- ・市内小・中学生を狙った不審者等に係る事案（声かけ・つきまとい等）
- ・平成 21 年以降、事案発生件数は 500～600 件程度の水準で推移しています。
- ・平成 21 年以降、被害者数は増加傾向にあります。



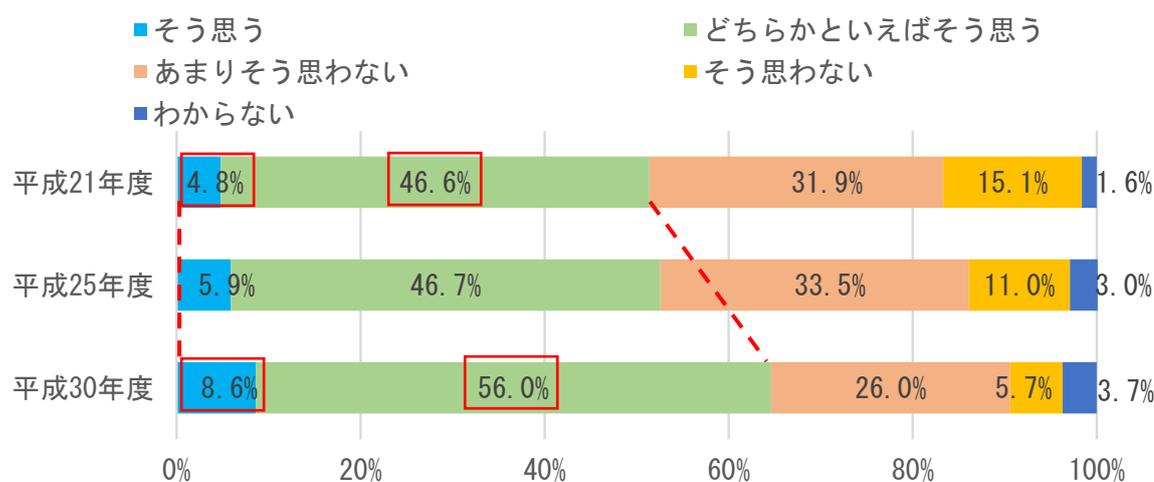
(提供元：札幌市子ども未来局)

3 市民・防犯活動団体のアンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

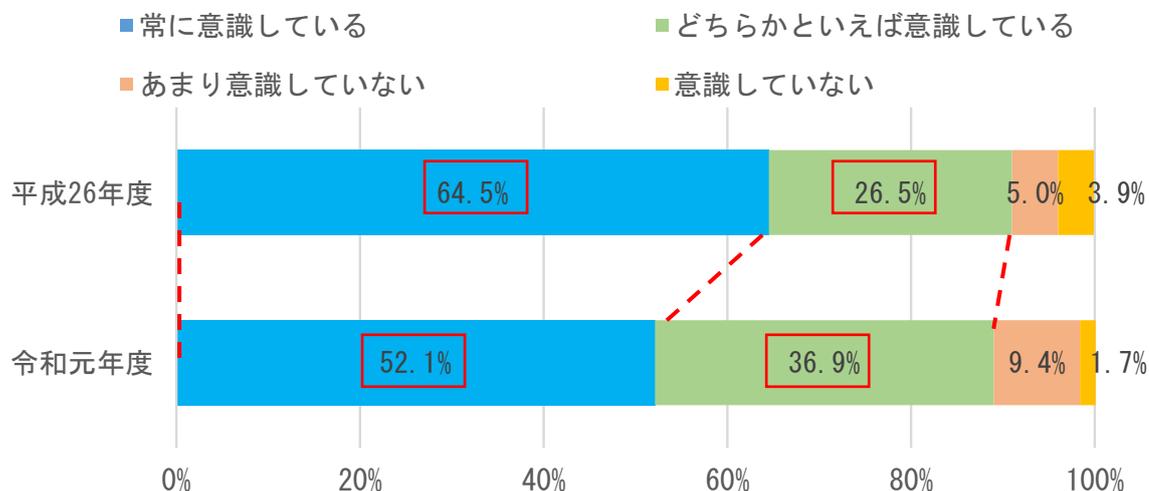
ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか

・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じる市民の割合は増加傾向にあり、平成30年度は、平成21年度と比較して13.2ポイント増加しています。



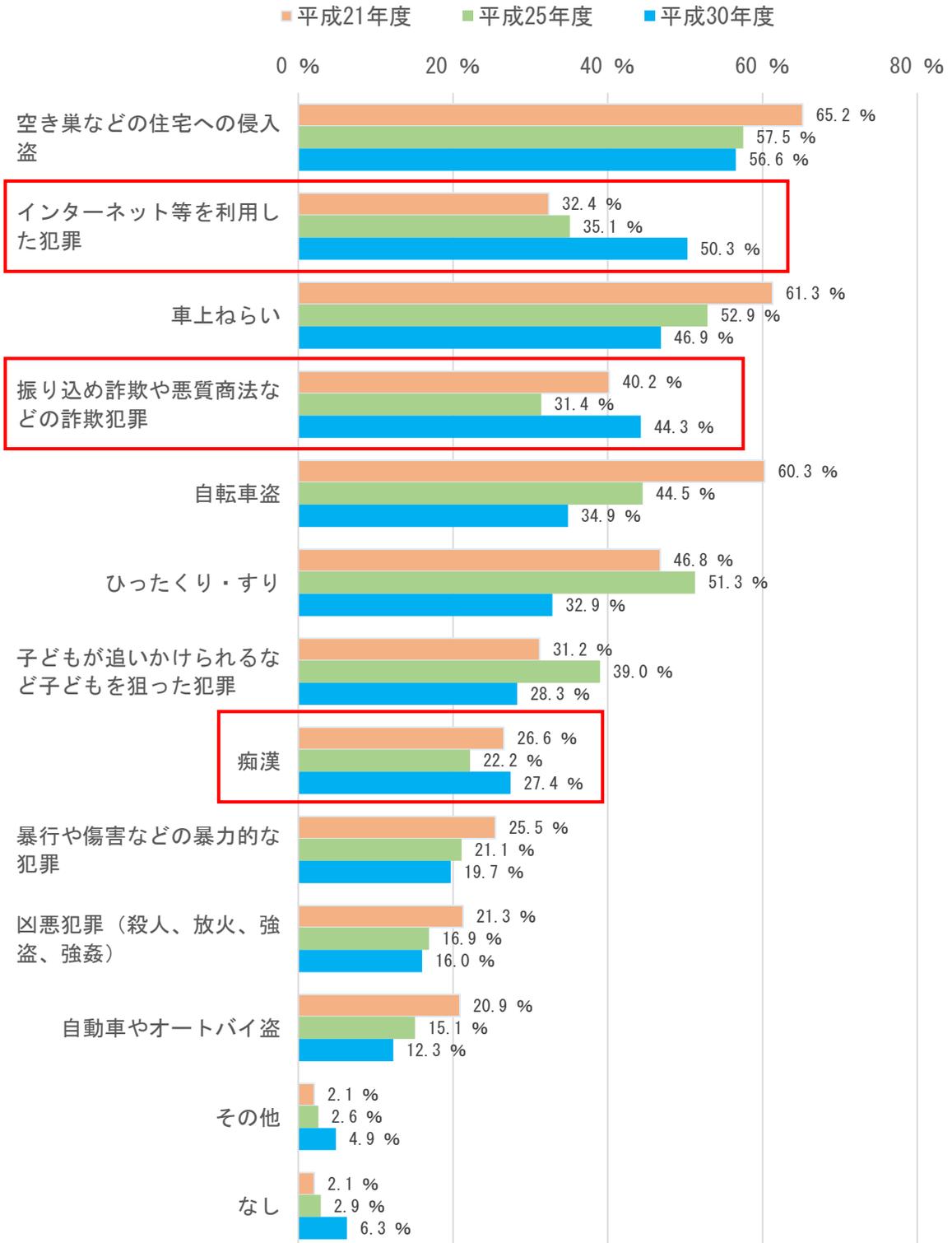
イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合

・令和元年度の「常に意識している」市民の割合は、平成26年度と比較して12.4ポイント減少していますが、令和元年度の「どちらかといえば意識している」市民の割合は、平成26年度比較して10.4ポイント増加しています。



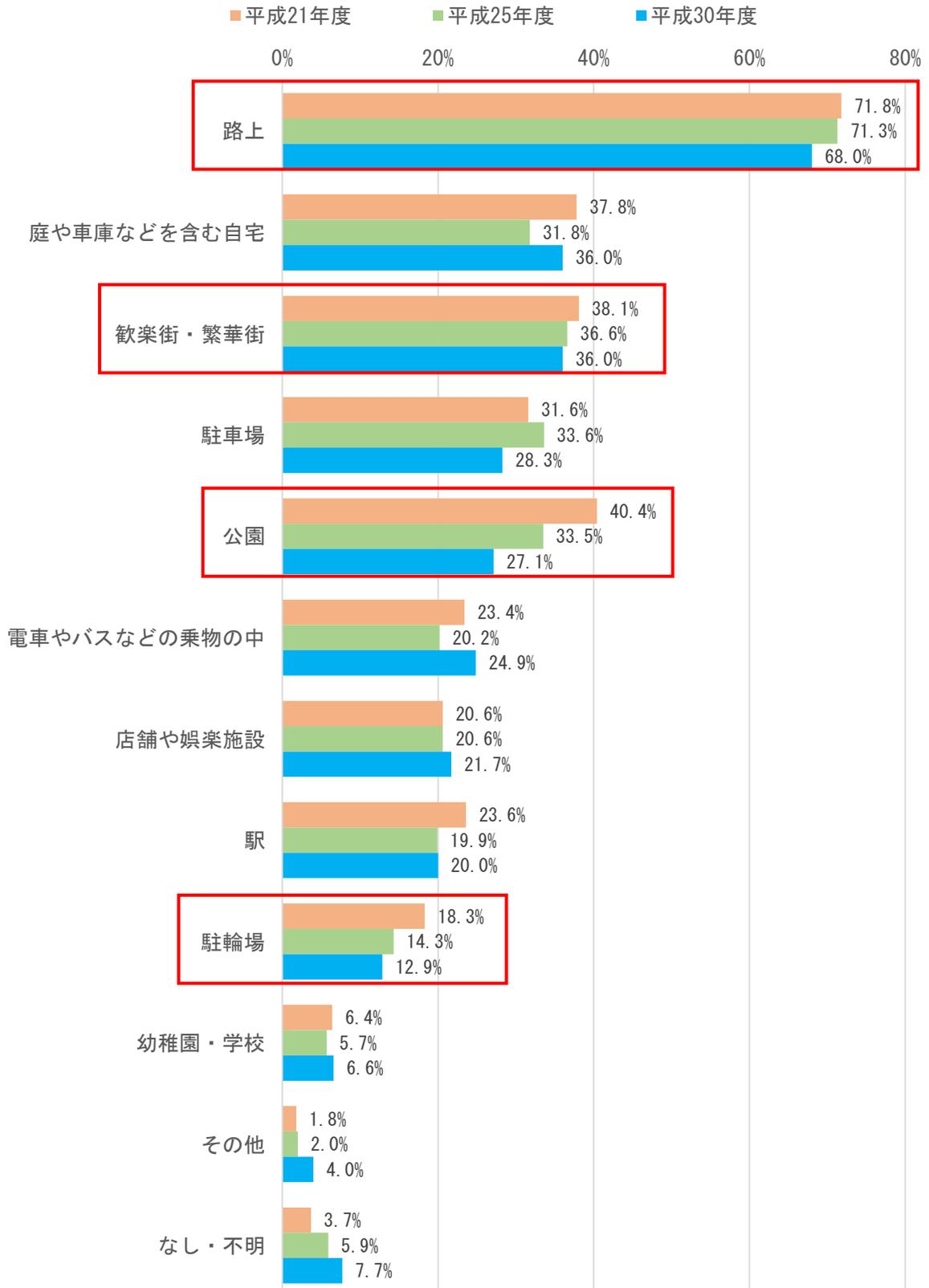
ウ 被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪

- ・「インターネット等を利用した犯罪」が大きく増加しているほか、「詐欺犯罪」や「痴漢」が増加しています。
- ・その他の犯罪は減少傾向となっています。



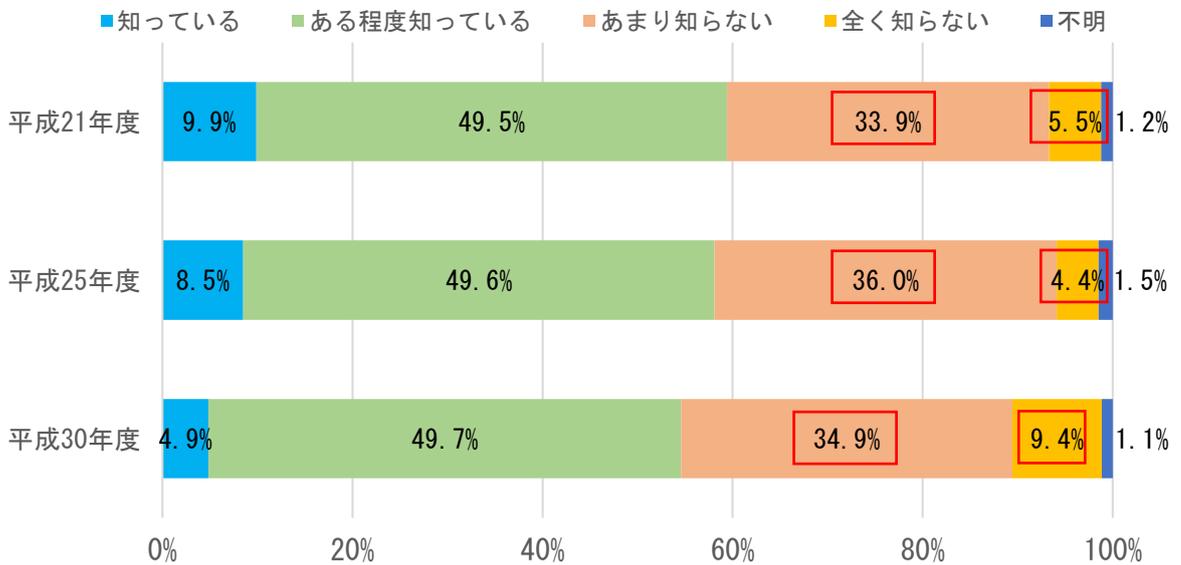
エ 犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所

・「路上」、「歓楽街・繁華街」、「公園」、「駐輪場」で犯罪に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合が減少傾向となっています。



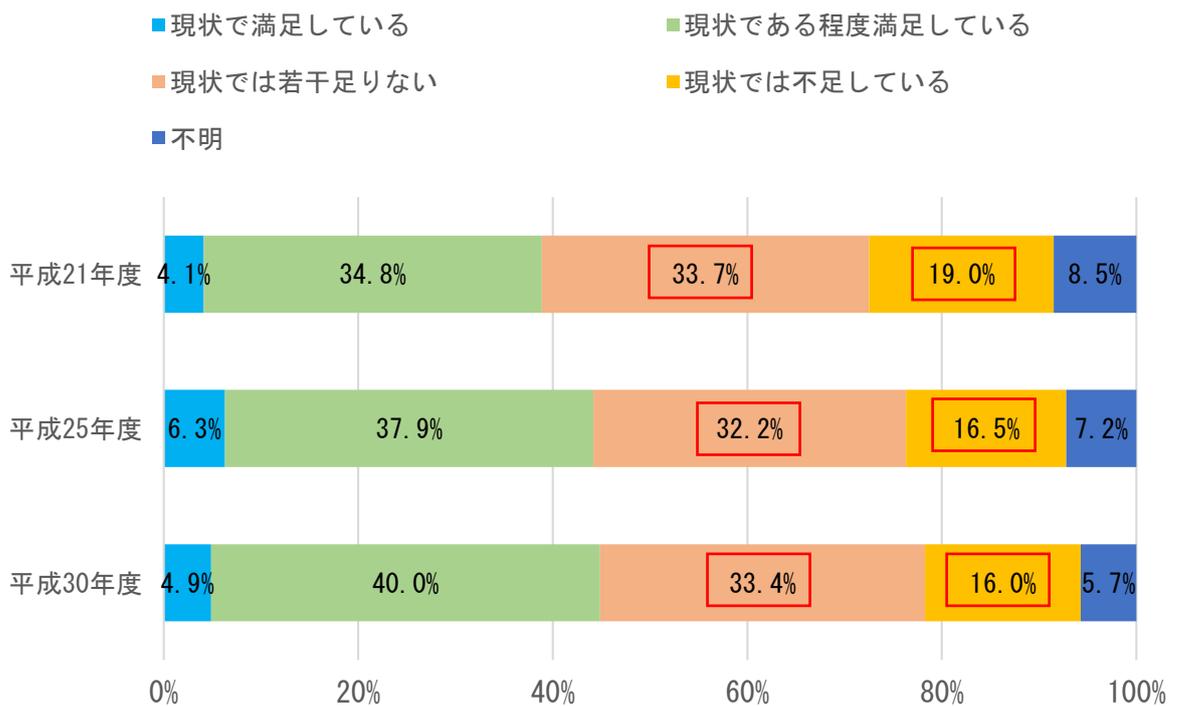
オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況

・約半数の市民が「あまり知らない」、「全く知らない」という状況になっています。



カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量

・約半数の市民が「現状では不足している」、「現状では若干足りない」という状況になっています。



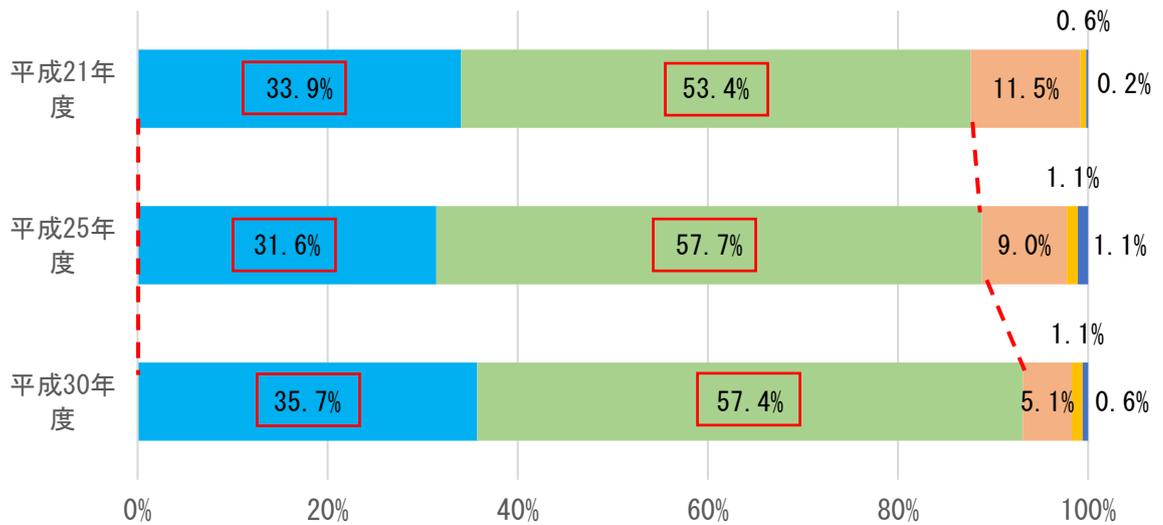
キ 簡単にできる防犯対策を日頃の程度取り組んでいるか

・「欠かさずに取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」の合計が増加傾向にあります。

■意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる ■意識をもって、ある程度取り組んでいる

■意識は持っているが、あまり取り組んでいない ■意識していない

■不明



ク 地域防犯活動に参加している市民の割合

・平成21年度から減少傾向にあります。

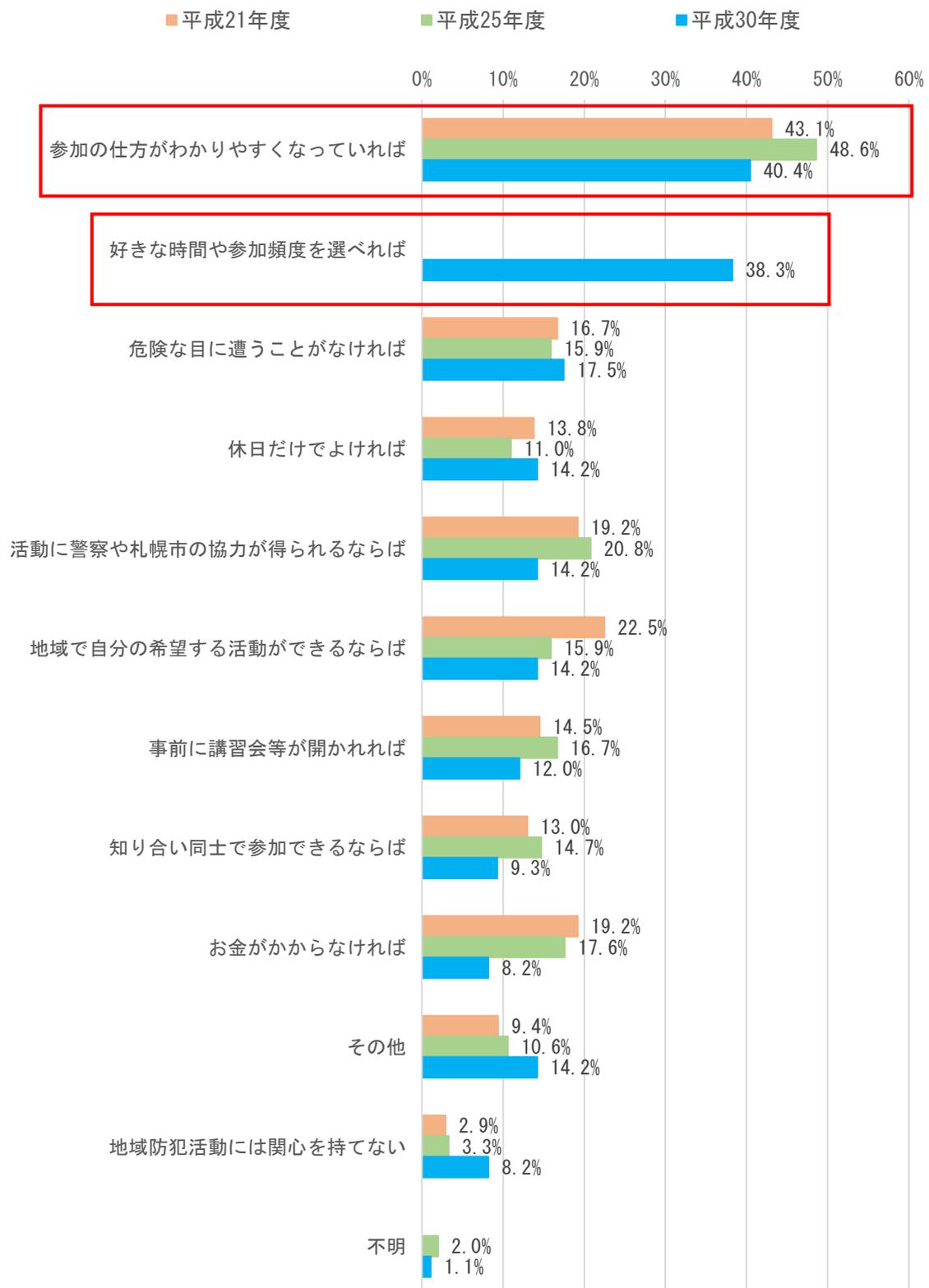
■参加している

■参加したことがない



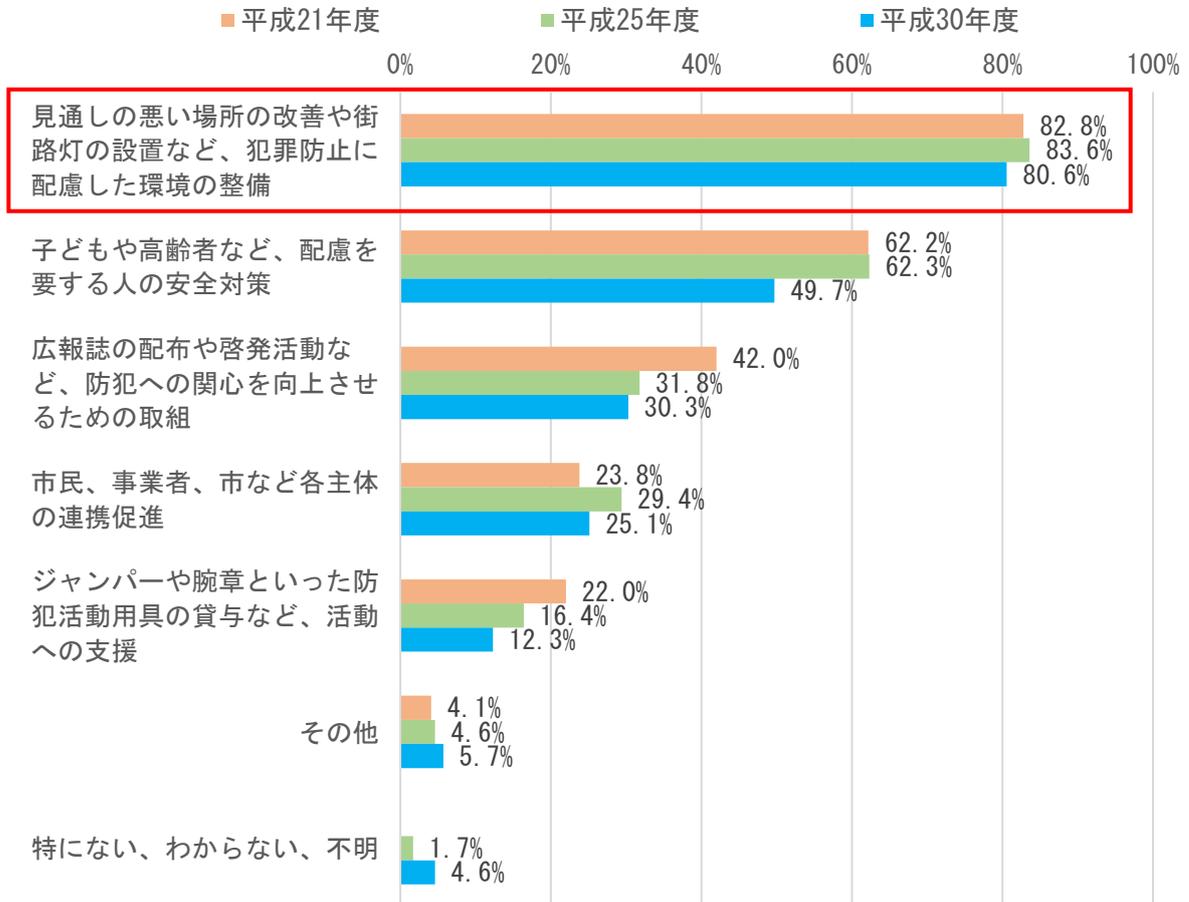
ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件

・「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度を選べれば」と答えた市民の割合が高くなっています。



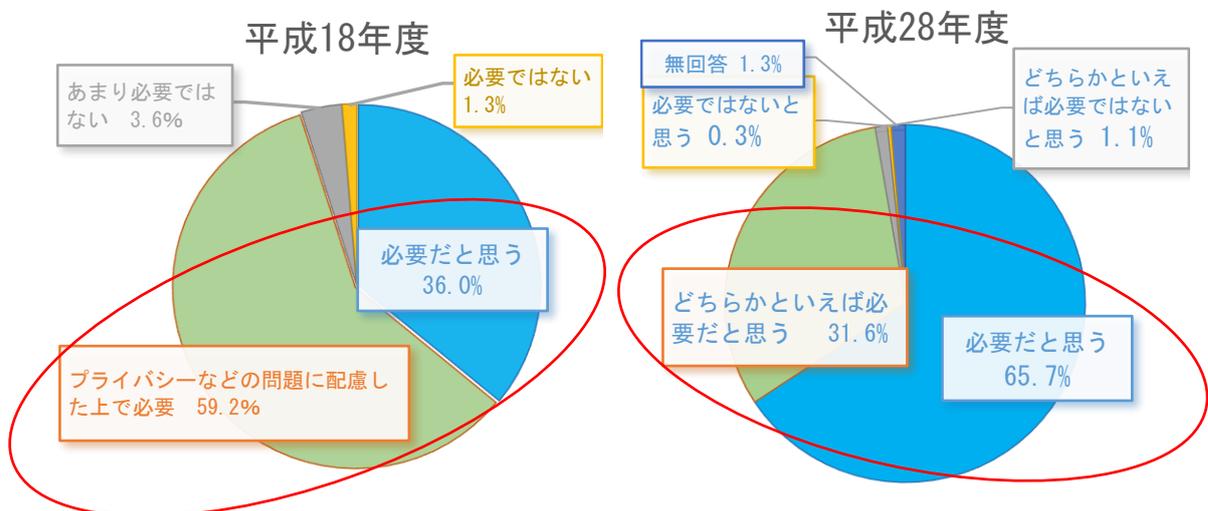
コ 札幌市に期待する施策

・「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境整備」が高い割合を維持しています。



サ 防犯カメラの必要性

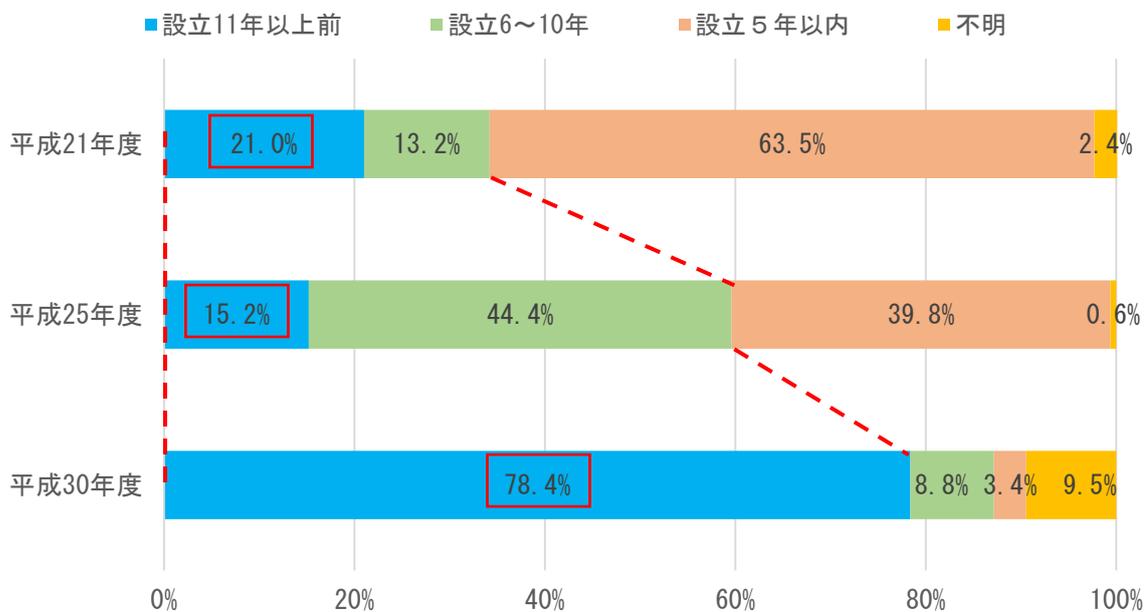
・多くの市民が防犯カメラは必要だと思っている。



(2) 防犯活動団体のアンケート調査結果

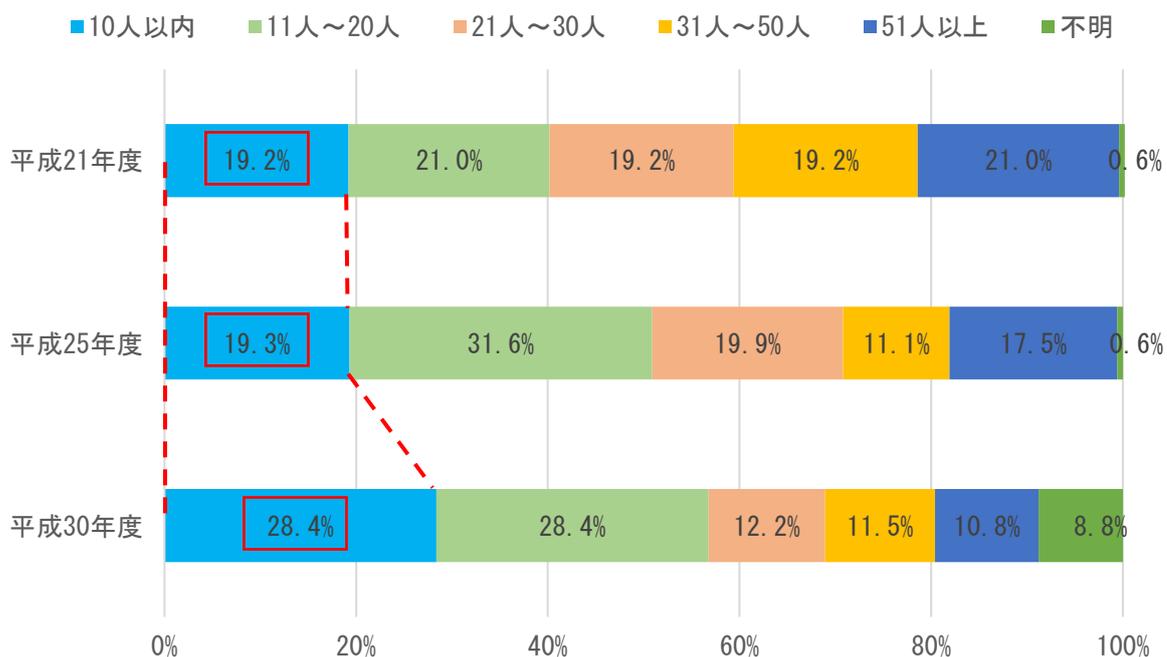
ア 活動開始時期

・ 設立が 11 年以上前の団体の割合が増加しています。



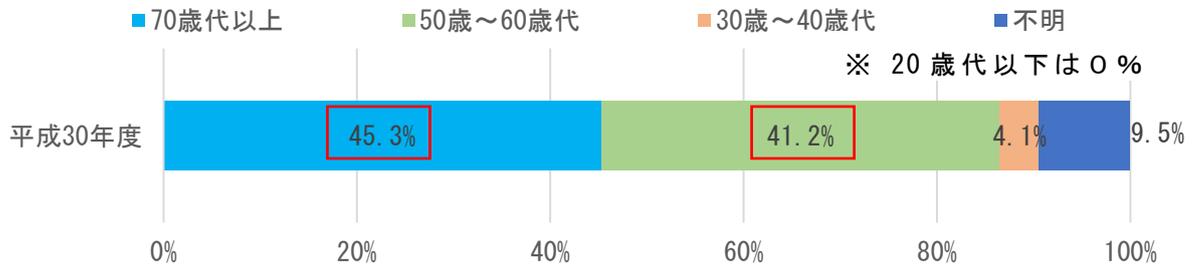
イ 活動人数

・ 10 人以内で活動する団体が増加しています。



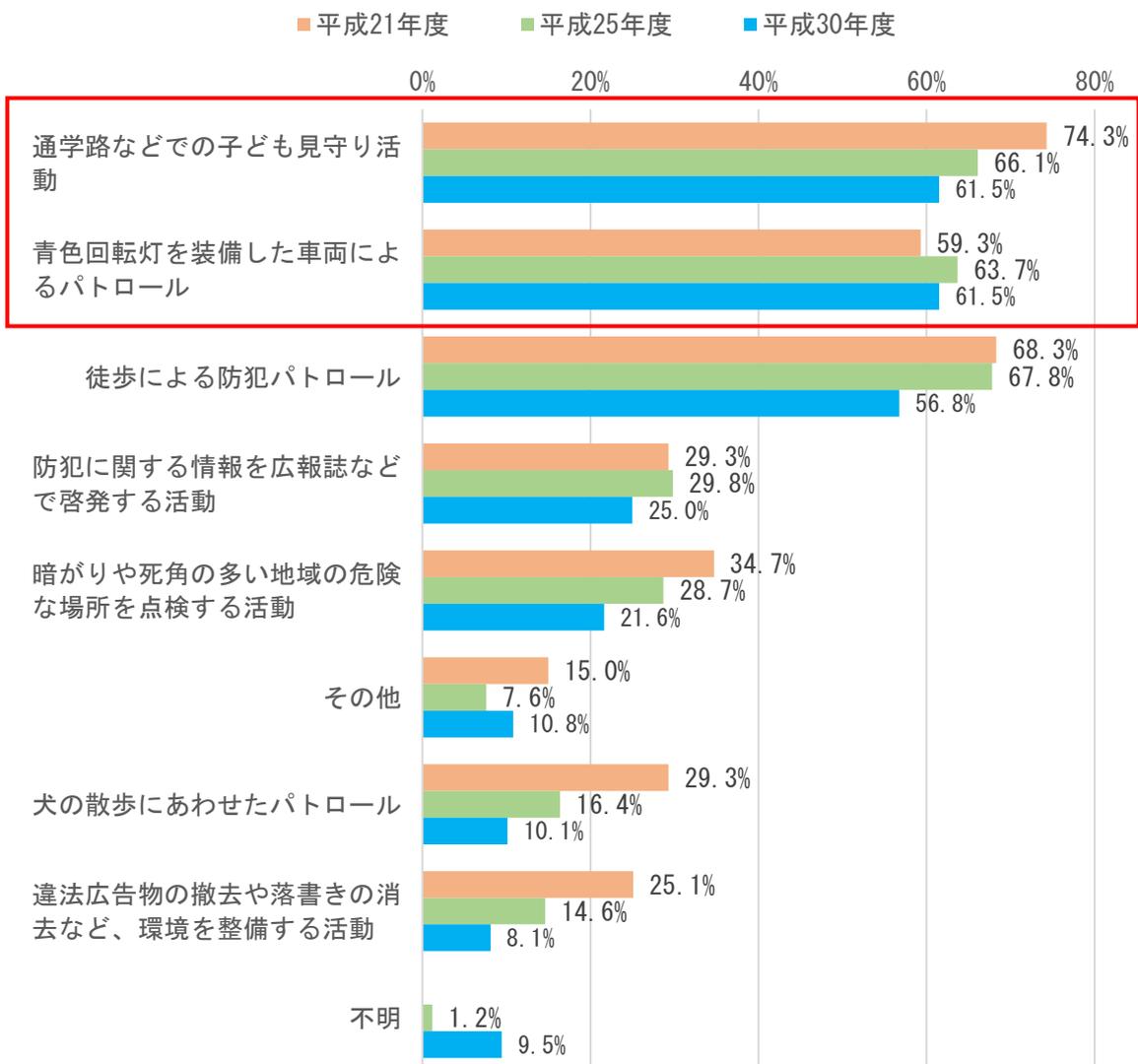
ウ 参加者の世代

- ・参加者の大多数が50歳代以上で、そのうちの半数以上が70歳代以上という状況になっています。



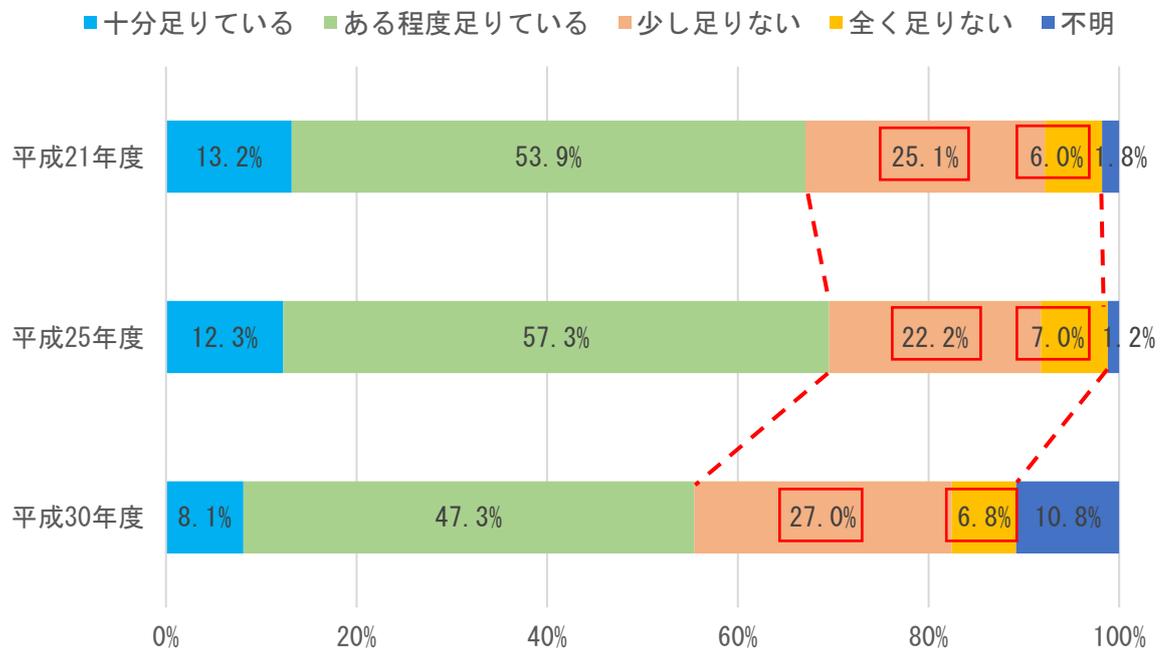
エ 活動の内容

- ・「青色回転灯を装備した車両によるパトロール」、「通学路などでの子ども見守り活動」が最も高い割合となっています。



オ 活動を効果的に継続するための参加者数

・参加者数が足りないと感じている団体が増加しています。



4 社会情勢

(1) 子どもの防犯対策の強化

路上における 13 歳未満が被害者となる身体犯の事件は、全国的に、近年ほぼ横ばいで推移しており、被害が発生する時間帯は、平日の 15 時から 18 時までという下校時に集中している傾向にあるため、登下校時の子どもの安全確保の重要性が高まっています。

こうしたことから、政府では、「登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議」の開催等を経て、社会全体で子どもの安全を守るための対策として「登下校防犯プラン」を平成 30 年 6 月に策定しました。

当該プランでは、従来の見守り活動の担い手不足、子どもの下校・帰宅の在り方の多様化といった課題に対応するため、様々な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進に取り組むこととしています。

(2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進

「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、全国的に平成 15 年頃からその発生が目立つようになり、平成 26 年には被害総額が過去最高の約 566 億円に上るなど、大きな被害をもたらしています。

これまでも官民一体となった各種対策が講じられてきましたが、これに対抗した犯行手口の巧妙化・多様化も進んでおり、平成 30 年の全国の被害総額は 364 億円に上るなど、依然として被害状況は高水準で推移しています。

全国的にみると特殊詐欺の被害者に占める 65 歳以上の高齢者の割合は約 8 割となっており、今後ますます高齢者人口が増えていく中で、特殊詐欺による高齢者の被害防止の徹底は、喫緊の課題となっていることを踏まえ、政府では、特殊詐欺から高齢者を守るための総合対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」を令和元年 6 月に策定し、国民、民間事業者、地方公共団体などの協力を得ながら、施策を推進していくこととしています。

(3) 犯罪被害者等支援施策の充実

平成 16 年 12 月の「犯罪被害者等基本法」の制定から 15 年が経過し、その間、政府では、平成 17 年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成 23 年 3 月に「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が、平成 28 年 4 月に「第

3次犯罪被害者等基本計画」がそれぞれ策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られてきたところです。

地方公共団体においても、「犯罪被害者等基本法」などに基づき、総合的対応窓口の設置など各種施策を実施してきました。その中でも、近年、見舞金の支給など犯罪被害者等の経済的負担や精神的負担の軽減を図るための施策を講じる市町村が着実に増えてきており、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための施策の充実が図られてきています。

(4) 再犯の防止等の推進

全国的に刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに、その後は漸減傾向にあります。検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあり、平成30年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降で最も高い48.8%となっています。

このような中、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」が平成28年12月に制定されました。

同法第8条第1項の規定では、都道府県及び市町村は、政府が定める再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

(5) 外国人旅行者の増加

日本を訪れる外国人旅行者はここ数年増加しており、札幌に宿泊する外国人旅行者も同様に増加している状況で、平成26年度に約140万人だったのが、倍増して平成30年度には約270万人となっています。

しかし、外国人旅行者が安心して旅行ができるよう、犯罪に巻き込まれないための対策や巻き込まれた際の対応方法についての十分な情報発信がなされていません。

5 現状の評価と今後の方向性

第2次計画の計画期間である平成27年度から平成30年度までの間に、刑法犯認知件数の減少（8P）や、市民の体感治安の改善（12P）を確認することができます。また、第2次計画の三つの基本方針ごとに次のような状況も確認することができます。

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

「簡単にできる防犯対策に取り組んでいる市民の割合」は、増加傾向にあります。（16P）

基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

防犯ボランティア団体の約80%は10年以上活動している団体となっており、多くの団体が継続した活動を行っています。（19P）

基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「市民が犯罪に遭うかもしれないと不安に思う場所」のうち、「路上」、「公園」、「歓楽街・繁華街」、「駐輪場」での市民の不安感は減少傾向にあります。（14P）

こうした状況については、第2次計画に基づき実施した各種取組による一定の成果であると認められますが、これらの成果は緩やかにしか伸びていません。そのため、第2次計画に基づく取組は、基本的には今後も着実に実施していく必要があります。

このほか、犯罪情勢、市民意識などを踏まえた現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について、次のとおり第2次計画の基本方針ごとに整理します。

(1) 基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）

ア 第2次計画では、「犯罪に合わないように常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」を平成26年度の64.5%から平成30年度までに75.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は52.1%と目標値に及びませんでした。さらに「どちらかといえば意識している」市民の割合を加えても平成26年度と比べて減少（12P）しており、防犯意識を高めるための情報発信が不足しているという課題が顕在化しています。

また、「地域や自分の身近なところでどのような犯罪が起きているか知らない市民の割合（15P）」、「地域や自分の身近なところで起きている犯罪に関する情報量が不足していると感じる市民の割合（15P）」は、それぞれ約50%となっており、地域で発生した犯罪や頻発している犯罪などに関する情報は、防犯に対する意識の向上や、犯罪による被害を効果的に防止していくために必要なものであることから、こうした情報を広く市民が得られるようにしていく必要があります。

イ 「自転車盗」、「侵入盗」、「車上ねらい」は、着実に減少していますが、刑法犯全体の約30%、窃盗犯全体の約50%を占めている（9P）ことから、防犯意識の高揚を図るための広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

ウ 「インターネット等を利用した犯罪」、「振込詐欺等」、「痴漢」については、「日常生活において被害に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合」が大幅に上昇して（13P）おり、効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

(2) 基本方針2（みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる）

ア 第2次計画では、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」を平成25年度の13.3%から平成30年度までに25.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は12.0%と目標値に及ばなかった（16P）ほか、防犯ボランティア団体を取り巻く現状として、活動を新たに開始する団体が減少していること（19P）、少人数で活動する団体や活動を効果的に継続するにあたって活動人数が不足していると感じている団体が増加していること（19P、21P）が確認されており、子どもの見守りなど、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題が顕在化しています。

地域の防犯活動に参加したことがない人にどのような条件が整えば活動に参加しようと思うか確認したところ、「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度を選べれば」と答えた人がそれぞれ約40%いたという状況（17P）であることを踏まえると、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題の解消に向けては、日常生活の中で気軽に無理のない範囲で誰にでもできる地域防犯活動があるということを多くの人に知ってもらえる

よう広報啓発を行うとともに、実際に取り組を行ってもらえるような支援をしていく必要があります。

イ 防犯ボランティア団体の約 80%は 10 年以上活動している団体（19 P）であり、地道に取り組を継続してきていることが確認できますが、上記(ア)のとおり活動の担い手が不足しているという課題を抱えていることも確認されているため、今後も取り組を継続していくことができるように活動への支援を引き続き行っていく必要があります。

ウ 地域安全サポーターズ事業により、地域の安全を守るための活動を社会貢献活動の一環として実施する事業者が増えている状況にあることから、こうした機運の高まりをより発展させていくような支援を行っていく必要があります。

エ 多くの犯罪被害者等は、犯罪によって身体に直接的な被害を受けるにとどまらず、自分自身や家族が犯罪の対象にされたことによって精神的被害も受けてしまいます。また、犯罪により、生命を奪われ、家族を失うといった被害に加え、収入の途絶や高額な医療費の負担などにより経済的に困窮することも少なくありません。

犯罪被害者等が置かれるこのような状況に対して、国、他の地方公共団体においては、犯罪被害者等基本法が制定されてからの 15 年間で施策の進展を着実に図ってきています。

社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあるということを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる精神的被害や経済的困窮に対する支援を行っていく必要があります。

(3) 基本方針 3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める）

ア 約 80%の市民が、安全に安心して暮らせるまちを実現するために、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」を札幌市に期待していることのほか（18 P）、過去から比べ減少傾向にはあるものの、約 70%の市民が路上で犯罪に遭うかもしれないと不安に思っていること（14 P）などから、個人の安全対策や地域の安全を守るための活動と併せて、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き進めていく必要があります。

イ 防犯カメラについては、大多数の市民が必要であると感じていることから（18 P）、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つという

考えが定着していると捉えることができるため、平成 30 年度に創設した町内会等が地域の公共空間に設置する防犯カメラへの補助制度により、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き促進していく必要があります。

ウ 「札幌市子ども 110 番の家支援事業」については、登録軒数を平成 30 年度までに 20,000 軒にするという目標を達成できませんでしたが、子ども 110 番の家の取組は、子ども自身の防犯意識の向上や、地域の安全を守るための活動の裾野の拡大に資するものであり、安全で安心なまちづくりを推進していく上で非常に効果的なものであることから、広報啓発をより一層行った上で登録軒数を増やすだけでなく、この取組がより実効性のあるものとなるようにしていく必要があります。

エ 札幌市に宿泊した外国人旅行者は、近年大幅に増加しており、平成 30 年度には約 270 万人となっています。その人数の規模に鑑みると、札幌市を訪れた外国人旅行者が札幌市内で犯罪の被害に遭わないよう注意を喚起するための啓発及び不幸にして被害に遭ってしまった時の対処方法に関する情報提供を行っていく必要があります。

第3章 計画の構成

1 計画体系

第3次計画は、第2次計画と同様に「基本目標」を設定し、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策」を定めます。また、犯罪情勢や市民意識などを踏まえて、安全で安心なまちづくりの中で特に重点的に取り組むべき「重点テーマ」を設定します。

| |
|--|
| 【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現 |
| <基本方針1> 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める |
| (基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供 |
| (基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 (重点テーマ) |
| (基本施策3) 女性の防犯力向上 |
| (基本施策4) 高齢者等の防犯力向上 |
| <基本方針2> みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる |
| (基本施策1) 地域における防犯活動の促進 |
| (基本施策2) 協働による連携体制の充実 |
| (基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り (重点テーマ) |
| (基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進 |
| (基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 |
| <基本方針3> 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める |
| (基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進 |
| (基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等 |
| (基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 (重点テーマ) |
| (基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善 |
| (基本施策5) 暴力団等の排除 |
| <基本方針4> 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する (新設) |
| (基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発 |
| (基本施策2) 総合的対応窓口等における対応 |
| (基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減 |
| (基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援 |

(1) 基本目標

【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

第2次計画で設定していた「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」という基本目標は、「安全に安心して暮らせるまちの実現」という安全・安心条例の制定目的及び安全で安心なまちづくりを推進する意義から導き出される根本的かつ不変的なものであることから、第3次計画においてもこれを基本目標として設定します。

○安全・安心条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、～（略）～ 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本方針

ア 安全で安心なまちづくり（基本方針1～3）

【基本方針1】 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本方針2】 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつく

【基本方針3】 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義する安全・安心条例第2条の規定において、当該取組には、ソフト面の取組である「犯罪を防止するための活動」及びハード面の取組である「犯罪の防止に配慮した環境の整備」があるということが例示されています。

また、安全で安心なまちづくりに関する市民の役割を定める同条例第4条の規定において、市民は、「自らの安全確保」と「相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」を行うよう努めるものとされていることから、安全で安心なまちづくりには、「自らの安全」と「地域の安全」を守るという二つの観点があるということが確認できます。

こうしたことから、安全で安心なまちづくりは、下図のとおり「ソフト面の自らの安全確保」、「ソフト面の相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」、「ハード面の自らの安全確保」、「ハード面の相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」の4区分に分類されることとなります。

第3次計画においても、安全で安心なまちづくりを効果的かつ効率的に推進していくためには、第2次計画と同様に整理することが、安全で安心なまちづくりの性質上、最も合理的であると考えられることから、これを維持することとします。

○安全・安心条例（抜粋）

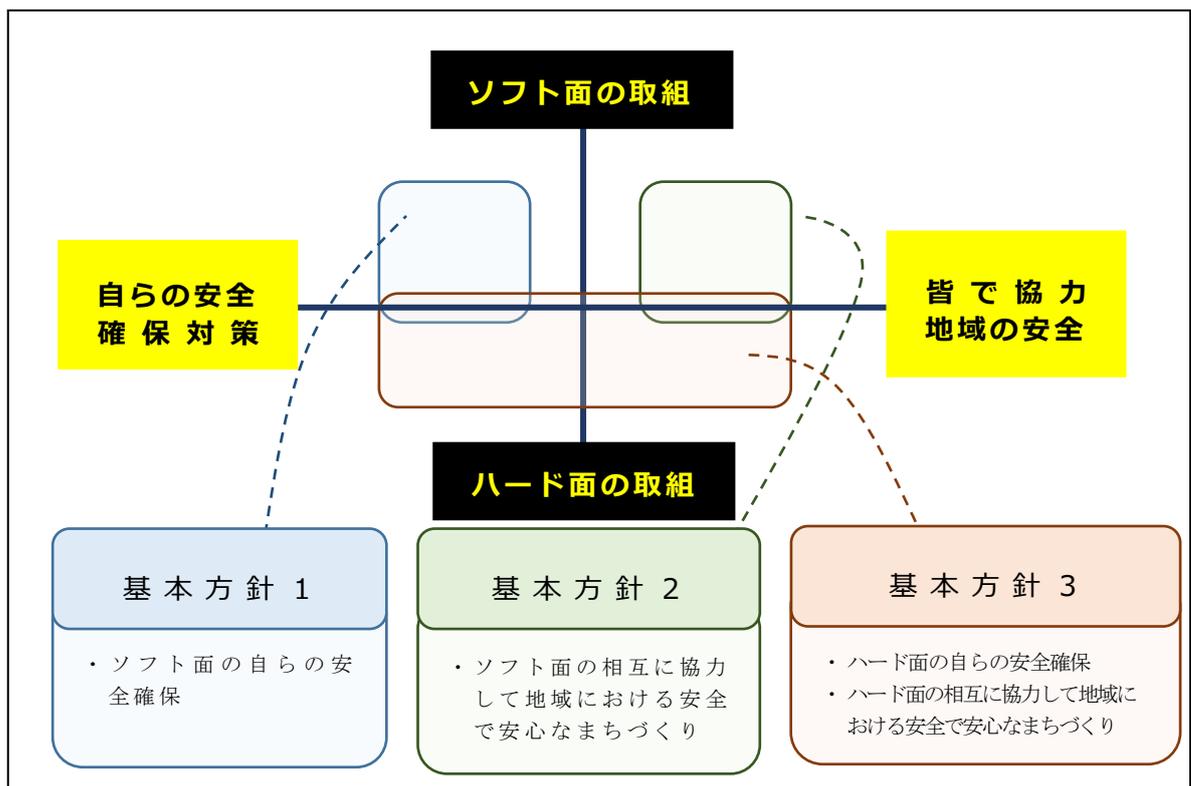
（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

【安全で安心なまちづくりの分類図】



イ 犯罪被害者等への支援（基本方針４の新設）

【基本方針４】犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援す

犯罪被害者等への支援については、国、他の地方公共団体において、施策の進展が着実に図られてきていること、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる精神的被害や経済的困窮に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出す必要があります。

こうした状況から、計画の構成上、より上位に位置づけることが有効であると考えられることから、「犯罪被害者等支援」について、第２次計画では基本方針２の中の一つの施策として位置づけられていたところ、第３次計画では「安全で安心なまちづくり」に関する基本方針１から３と並ぶ４つ目の基本方針として新たに位置づけることとします。

(3) 基本施策

基本施策は、基本的に安全・安心条例に基づいて展開しますが、社会情勢や市民意識なども踏まえ、個別に対応が必要なものについて施策として位置づけていきます。

ア 安全・安心条例に規定される市の施策

安全・安心条例では、第８条から第１２条までの規定において市が実施する施策を定めています。これらの規定は、基本計画において市が実施する施策となることから、「基本方針」との関連を踏まえて、これらの規定により市が実施することとなる施策を第３次計画の「基本施策」として位置づけます。

このうち、新たな基本方針４は、第１２条「犯罪被害者等への支援」に基づいて「基本施策」を定めることとします。

特に「その他の必要な支援」については、近年の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、犯罪被害者等への「経済的な支援」と「精神的被害回復に向けた支援」を新たに「基本施策」として位置づけます。

○安全・安心条例（抜粋）

（広報及び啓発）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

イ 子ども、女性、高齢者の安全確保

安全で安心なまちづくりを推進していくに当たり、より配慮を要する子ども、女性、高齢者の安全を確保していくための取組については、安全・安心条例の規定に基づく「基本施策」に含まれるものとなりますが、第2次計画に引き続き、犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、当該取組の必要性をより明確にするために「基本施策」として位置づけられます。

ウ その他

都心部における市民の安全で安心な生活環境の確保を目的として制定された「公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（平成17年条例第41号）」、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保を目的として制定された「暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）」に基づく取組については、犯罪の防止に配慮した環境の整備に資するものとなることから、それぞれ基本方針3における「基本施策」として位置づけられます。

(4) 重点テーマ

子どもに係る事案が近年横ばいで推移（11P）していることのほか、地域で行われている防犯活動において子どもの見守りが最も多く行われている取組の一つであることから、第3次計画においては、安全で安心なまちづくりに関する重点テーマとして「子どもの安全」を設定します。

【 基本施策の位置づけ 】

| | 基本方針 | | | |
|------------------------------------|------|---|---|-----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ア 安全・安心条例 | 基本施策 | | | |
| 第8条（広報及び啓発） | ① | ① | ① | |
| 第9条（市民の取組への支援） | | | | |
| 第10条（公共施設の整備等） | | | ② | |
| 第11条（連携体制の整備） | | ② | | |
| 第12条（犯罪被害者等への支援） | | | | ①～④ |
| イ 子ども、女性、高齢者の安全確保 | 基本施策 | | | |
| 子ども | ② | ③ | ③ | |
| 女性 | ③ | ④ | | |
| 高齢者 | ④ | ⑤ | | |
| ウ その他 | 基本施策 | | | |
| 公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例 | | | ④ | |
| 暴力団の排除に関する条例 | | | ⑤ | |

2 基本施策ごとの主な取組

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題等を踏まえて、4つの基本方針に基づく18の基本施策を展開します。

(1) <基本方針1>

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

ア (基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供

《主な取組》

① 市民に対する啓発活動の実施【レベルアップ】

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。また、被害件数の多い「自転車盗」や「侵入盗」、「車上ねらい」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、防犯登録、ツーロックの徹底やセンサーライト等の各種防犯機器の活用促進を図る広報啓発を行います。

② 防犯に関する出前講座の実施【レベルアップ】

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネット犯罪被害防止に関する講座を新設します。

③ 地域単位での犯罪情報等の共有【レベルアップ】

地域住民が集まり地域安全マップを作製する機会を設け、防犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での犯罪情報などの提供を行い、住民との共有を図ります。

なお、ひったくりや車上ねらいなど身近な犯罪の発生情報を公開している北海道警察の「犯罪発生マップ」や北海道庁の「ほっかいどう防犯マップ」についての周知啓発を進めるなど更なる犯罪情報の発信を行います。

④ 防犯に関する情報発信【レベルアップ】

市民が自らの防犯に役立てられるような犯罪情勢や時期に応じ

て増加する犯罪など、実効性のある防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。また、子どもへの声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール」や SNS である「Twitter」、アプリケーションの「Yahoo!防災速報」の活用を促進します。

イ （基本施策 2） 子どもに関する防犯力の向上

《主な取組》

① 防犯教室や防犯訓練の実施

- ・主に就学前の子や小学生向け **【重点取組】【レベルアップ】**

防犯力を向上させるため、北海道警察などの公的機関や民間団体などと連携し、防犯教室や駆け込み訓練などの「子ども 110 番の家」を活用した防犯関連講座の実施を推進します。

- ・主に中学生・高校生向け **【レベルアップ】**

北海道警察などと連携した自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪など、学生向けの犯罪被害防止やモラルの向上を目的とした防犯教室を開催します。

- ・保護者向け **【新規】**

保護者や教職員などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、保護者などを対象とした出前講座を新設します。

② インターネットトラブル対策ハンドブックの作製 **【新規】**

近年、スマートフォンやタブレット型端末の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、インターネットトラブル対策をまとめたハンドブックを作製し、配布します。

③ 地域安全マップづくりの推進

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづくりの取組を推進します。

ウ （基本施策 3） 女性の防犯力向上

《主な取組》

① 女性に対する広報啓発の実施

痴漢行為や性被害、DV、ストーカーなど女性を狙った犯罪から身を守るための対処法をまとめた「女性の防犯ハンドブック」を、配布します。

② 犯罪防止教育等の実施

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。

③ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講習会を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

エ （基本施策 4） 高齢者等の防犯力向上

《主な取組》

① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【レベルアップ】

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用いて注意喚起を行います。
また、現在実施している特殊詐欺の出前講座についてより実践的な体験が出来るように講座内容を充実させます。

② 犯罪被害予防のための啓発の実施

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者団体向け講座について、高齢者にわかりやすい方法で空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

(2) <基本方針 2>

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

ア (基本施策 1) 地域における防犯活動の促進

《主な取組》

① 「ながら防犯」を促進するための啓発・支援【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点をもって地域を見守り、不審者・不審物、地域の異変・危険を発見し、そのことを警察に伝えることで犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

② 防犯セミナーの開催【新規】

地域の課題解決に向けたアイデアなど、地域防犯活動を実践的に推進していくことにつながる地域防犯団体向けの防犯セミナーを開催し、効果的な取組を行う地域防犯活動団体の取組等を紹介します。

③ 地域防犯活動団体への財政的・物的支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金（さぽーとほっと基金）」などによる財政的支援や、地域防犯活動に必要とされるジャンパーや腕章などの物的支援を行います。

④ 地域安全サポーターズの取組の推進

防犯に関心の高い事業者が、地域への社会貢献活動としての地域防犯活動に参加しやすくするため、地域安全サポーターズの登録を推進します。

⑤ 地域の交流・連携による防犯力向上支援

区役所やまちづくりセンターが、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場を設けます。

⑥ 顕彰制度の実施

地域防犯活動に取り組む市民や団体、事業者の社会的評価を高め、活動の活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰します。

イ （基本施策 2） 協働による連携体制の充実

《主な取組》

① 「安全・安心どさんこ運動」の普及促進

北海道や北海道警察、道内市町村などと連携した安全安心なまちづくりの取組を進めるため、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開している「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。

② 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

ウ （基本施策 3） 地域と一体となった子どもの見守り

《主な取組》

① （再掲）「ながら防犯」を促進するための啓発・支援【重点取組】【新規】

平成 30 年 6 月に警察庁が策定した「登下校防犯プラン」においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取り組みを推進していきます。

② 子ども 110 番の家に取り組む地域への支援【レベルアップ】

地域が取り組んでいる「子ども 110 番の家」について、市民と事業者との協力・連携を更に進めるための支援制度の見直しを行い、子どもたちが緊急時に利用しやすくなるようにします。

③ スクールガードの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

④ 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。

⑤ 児童虐待への対応

犯罪抑止の観点からも、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の早期発見・対応、児童・家庭への指導や援助などを進めます。

エ (基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進

《主な取組》

① 女性の犯罪被害防止に向けた連携

女性の生活、自立、就労等、女性との関わりの多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなどして女性の犯罪被害防止に取り組みます。

② DV対応機関との連携

犯罪抑止の観点からも、多様化するDV被害に的確に対応するため、相談、支援等を行う関係機関と連携を強化し、DV被害の未然、重大化防止を図ります。

オ (基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

《主な取組》

① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者に接する機会の多い民生委員や介護支援専門員、老人クラブ、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、地域における犯罪の未然防止や犯罪被害の早期発見に努めます。

② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動の推進

地域安全サポーターズの登録事業者のうち、地域の高齢者宅を日常的に訪問する事業者が、犯罪の未然防止の観点からの見守りや被害防止に向けた活動を行っていることからこの取り組みを継続して推進していきます。

(3) <基本方針3>

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

ア (基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進

《主な取組》

① 地域の環境美化に対する支援

清掃や花壇の整備などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。

② 町内会が設置する防犯カメラに対する補助

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費を補助する制度を実施します。

③ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及に努めます。

④ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備

犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

イ (基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

《主な取組》

① 道路や公園等の安全性の確保

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の整備や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園整備、駐輪場の整備を進めます。

② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

犯罪抑止の観点からも地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

ウ (基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備

《主な取組》

① (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助【重点取組】

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、設置に係る経費を補助する制度を実施します。

② 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備にあたっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

③ 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

④ 地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子どもや女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

エ (基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善

《主な取組》

① 迷惑行為の防止

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例(ススキノ条例)」により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。

② クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一緒にとなって啓発などに取り組みます。

③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築を図るため、「安全・安心なススキノ」を啓発するバナー（旗）やプランター（草花の鉢）を設置します。

④ 外国人旅行者に向けた防犯啓発【新規】

窃盗や痴漢、悪質な客引きなどの旅行中に起こりうる犯罪に遭わないための防犯対策と、被害に遭った際の警察等への届出方法について、多言語化した情報をホームページに掲載します。

また、ホームページに掲載した情報を基にリーフレット等を作成し、旅行者が立ち寄る関係機関、施設などへ配布します。

オ 基本施策5 暴力団等の排除

《主な取組》

① 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等排除の推進

市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。

② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

(4) <基本方針 4> 【新規】

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

ア（基本施策 1） 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発 【レベルアップ】

《主な取組》

犯罪被害者等が置かれている状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運が高まるよう、犯罪被害者等に関する情報を札幌市ホームページに掲載するほか、市民セミナーや職員研修を開催します。

イ（基本施策 2） 総合的対応窓口における対応

《主な取組》

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。なお、被害発生直後から直面する様々な問題について、問題の解決が図られるよう、北海道警察など関係機関と連携を図ります。

ウ（基本施策 3） 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減 【新規】

《主な取組》

犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶や、家事・介護・育児等の日常生活に生じる支障を補うための負担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、このような経済的負担の軽減が図られるよう必要な支援を実施します。

エ（基本施策 4） 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援 【新規】

《主な取組》

犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう必要な支援を実施します。

第4章 計画の推進

安全・安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者、北海道警察等の関係機関と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、環境やプライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮し、次のとおり第3次計画の推進を図っていきます。

1 計画の進捗管理

(1) 成果指標

第2次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

| (成果指標1) 刑法犯認知件数 | |
|----------------------|----------------------|
| 基準値 | 目標 |
| 11,718 件 (平成30年※) | 9,000 件未満 (令和6年※) |

※ 刑法犯認知件数については、北海道警察による1年間の統計

| (成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合 | |
|--|----------------|
| 基準値 | 目標 |
| 89% (令和元年度) | 95% (令和6年度) |

| (成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合 | |
|----------------------------|----------------|
| 基準値 | 目標 |
| 12% (平成30年度) | 25% (令和6年度) |

《成果指標の設定理由》

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの方が防犯活動に取り組んでいる状態だといえます。

この実現に向けた必要な指標として設定しました。

(2) 重点取組・達成目標

重点テーマとして設定する「子どもの安全」の進捗状況を適切に把握するため、基本方針の中にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定します。

(基本方針1の重点取組)「子ども110番の家」関連講座の開催

【達成目標】防犯関連講座の実施回数 合計10回
(令和2年度から令和6年度まで)

(基本方針2の重点取組)ながら防犯の推進

【達成目標】ながら防犯活動の登録人数 合計10,000人
(令和2年度から令和6年度まで)

(基本方針3の重点取組)町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付事業

【達成目標】町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数 500台
(令和2年度から令和6年度まで)

(3) 検証・評価等

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的を開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

社会情勢の変化などに伴い、計画見直しの必要が生じた場合には、意見を聴取するためのパブリックコメントを実施するなど、市民意見を幅広く聴取します。

2 推進体制

- ア 地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。

- イ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。